

令和6年12月19日

関係団体の長 殿

国家公務員の再就職等規制に係るご理解とご協力について（要請）

日頃より、労働行政の推進にご協力をいただきまして感謝申し上げます。

国家公務員の再就職につきましては、国家公務員法等により、①他の国家公務員・元国家公務員の再就職の依頼・情報提供等、②利害関係を有する企業等への求職、③再就職者による元の職場への働きかけ、が禁止されております（再就職等規制）。

厚生労働省といたしましては、これまでも職員・元職員に対して再就職等規制の周知徹底を図ってきたところですが、再就職等規制の実効性を確保するためには、貴団体にも幅広く再就職等規制の内容を理解していただくことも重要であると考えております。

また、厚生労働省の元職員が関係団体の公募に応じ再就職に至るというケースも考えられますが、再就職等規制違反が存在するのではないかという疑念を生じさせることはもとより、不公平・不公正な公募であるとの疑念の目が向けられることは避けたいと考えています。

以上のことから、皆様には下記についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 再就職等規制に係る理解

国家公務員・元国家公務員が再就職する際に再就職等規制違反につながりかねない行為の誘発を避けるため、また、貴団体におかれても違反事案や違反が疑われる事案への関与を避けていただくためにも、再就職等規制の趣旨や内容をご理解いただき、ご協力いただくようお願いします。

なお、以下の内閣府再就職等監視委員会のホームページの「営利企業、非営利法人の皆様へ」というページでは、添付しておりますリーフレットや国家公務員を採用しようとする場合の言動例のほか、Q&A の紹介が掲載されていますので、これらも活用いただきながら、貴団体の役職員にも幅広に周知いただくようお願いします。

（参考）内閣府再就職等監視委員会のホームページ：：営利企業、非営利法人の皆様へ

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/keizaidantai.html>



2 役職員の適正な公募

- (1) 公募する際、賃金等の労働条件、必要な経験、業務内容は、実態に即したものとして
いただくようお願いします。
- (2) 公募する際は、原則として求人を非公開とせず、十分な募集期間（最低でも 2 週間
程度）を設けたうえで、公共職業安定所等に対して求人条件に合致した求職者の検索と
該当者への応募奨励を要請することや募集期間中に公募を打ち切らないことなど、応
募者が一人にならないよう努めていただくようお願いします。

また、本件につきまして、貴団体の地区支分部機関への周知をしていただきますよう、併
せてお願い申し上げます。

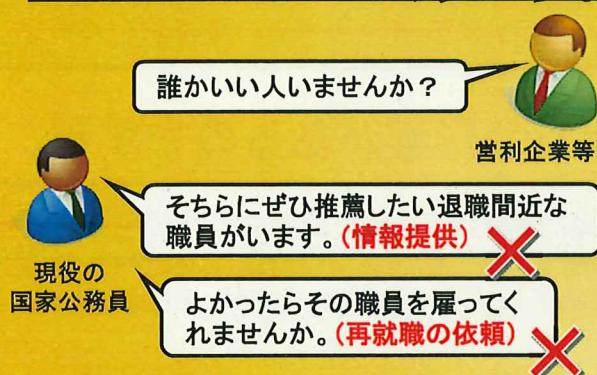
長 野 労 働 局 長

国家公務員の再就職等規制

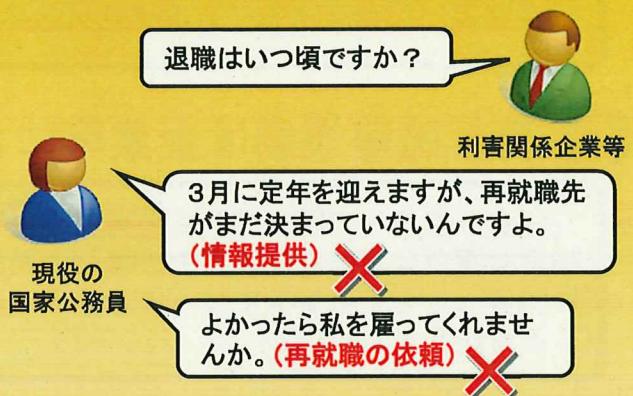
国家公務員の再就職については、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するために、次の3つの規制が設けられています。

企業等の皆様におかれましても、再就職等規制違反の防止に御協力願います。

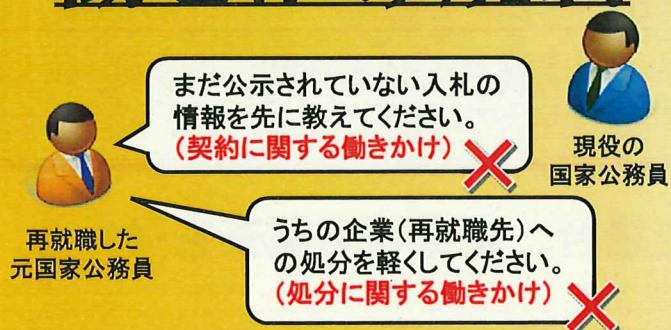
①あっせん規制



②求職活動規制



③働きかけ規制



- ・違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- ・詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せください。



国家公務員の再就職等規制に関するよくある質問 Q&A

～国家公務員・元国家公務員の再就職ルールに御協力ください～

1 企業等では国家公務員・元国家公務員を雇用することはできなのですか。

現行の再就職等規制は、国家公務員による再就職のあっせんや在職中の利害関係企業等への求職活動などを規制するものであり、国家公務員・元国家公務員の再就職を全面的に禁止するものではありません。再就職等規制を遵守して国家公務員・元国家公務員が企業等に再就職することは問題がありません。

2 再就職等規制は企業等にどのような影響があるのですか。

国家公務員・元国家公務員の再就職について再就職等規制違反が認定された場合、その事案概要が公表されます。その場合、結果としてその再就職が取りやめになったり、違反に關係した企業名が公になってしまふことがあり得るなど、企業等にも何らかの影響が生じる可能性があります。

3 国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼した企業等も規制違反に問われますか。

制度上、企業等からの紹介の依頼自体は規制されていませんが、その依頼により国家公務員による規制違反を誘発する可能性があります。そこで、再就職等規制違反を未然に防ぐ観点から、現役の国家公務員に対し、雇用を目的として国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

4 再就職等規制違反が疑われた場合、企業側も調査を受けることがあるのですか。

はい。再就職等監視委員会には、再就職等規制違反行為に対して実効性のある監視活動を行うため、国家公務員法により各種の調査権限が付与されています。再就職等規制違反が疑われる場合、事実確認のため、企業等に対して聞き取りや書類提出といった調査協力をお願いすることがあります。

5 再就職等規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします（提供先は表面の下欄に記載）。御提供いただいた情報に基づき、再就職等監視委員会による調査を行うことになると思いますが、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、御安心ください。

悪い言動例

①



A社社長

3月末で退職する総務部長の後任に誰かいい人いないかな？適任者が思い浮かばなくて……。



A社人事担当

社長、国家公務員の方を雇ってはいかがでしょう？



A社社長

それは妙案だ！さっそく役所に相談していい人を紹介してもらおう！

Bad!

②



A社人事担当

元国家公務員は行政経験豊富ですから適任だと思います！！さっそくいつも契約でお世話になっている〇〇省の担当者へお願いしてはどうでしょう。



A社社長

待てよ。
国家公務員の再就職には何か禁止事項とかなかったかな？

Bad!

③



A社人事担当

聞いたことはあります
が、良い人材は早めに紹介してもらつた方がいいと思
うので、まずは役所にお願いしてみませんか？

そうだな。とりあえずお願いしてみよう。



A社社長

いつもお世話になつています。この度、当方で国家公
務員の方を採用したいのですが、誰かいい人紹介して
もらえませんか。

規制違反誘発の恐れ



(再就職のあっせん依頼
か…。お世話になつてゐる相
手方だし、確か退職者の名
前と退職時期ぐらいなら教
えても良かったかな…)

現役の国家公務員

④

良い言動例

①



A社社長

3月末で退職する総務部長の後任に誰かいい人いないかな？適任者が思い浮かばなくて…。



A社人事担当

社長、国家公務員の方を雇ってはいかがでしょう？



A社社長

それは妙案だ！さっそく役所に相談していい人を紹介してもらおう！



A社人事担当

社長！待ってください！
確かに、現役の国家公務員には、あっせん行為や、利害関係のある企業等への求職活動が禁止されていたと思います。



A社社長

そうなのか！？それは知らなかった。では、国家公務員を雇うにはどうしたらいいんだ？



A社人事担当

内閣府の官民人材交流センターというところが、再就職を希望する国家公務員の情報を提供してくれると聞いたことがあります。

それはいい！さっそく問合せをしてみようじゃないか！



A社人事担当

もしもし、そちらのホームページを見ました。この度、当社で国家公務員の方を採用したいと思っています。どうしたらよいですか。

④



お問合せありがとうございます。
求人・求職者情報提供事業という制度があります。ホームページの利用申込みフォームから新規登録手続きをお願いいたします。



官民人材交流センター担当者